

広島県告示第六百七十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

東広島市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和四年二月一日	午前二〇時三〇分～午後三時	東広島市役所安芸津支所
令和四年二月二日	午前二〇時三〇分～午後三時	東広島市八本松地域センター
令和四年二月四日	午前二〇時三〇分～午後三時	広島中央農業協同組合黒瀬支店
令和四年二月七日	午前二〇時三〇分～午後三時	御菌宇地域センター
令和四年二月八日	午前二〇時三〇分～午後三時	御菌宇地域センター
令和四年二月九日	午前二〇時三〇分～午後三時	広島中央農業協同組合志和グリーンセンター
令和四年二月一〇日	午前二〇時三〇分～午後三時	広島中央農業協同組合高屋グリーンセンター
令和四年二月一日	午前二〇時三〇分～午後三時	広島中央農業協同組合向陽支店
令和四年二月四日	午前二〇時三〇分～午後三時	東広島市役所豊栄支所
令和四年二月五日	午前二〇時三〇分～午後三時	東広島市寺西地域センター
令和四年二月六日	午前二〇時三〇分～午後三時	東広島市役所福富支所
令和四年二月七日	午前二〇時三〇分～午後三時	河内保健福祉センター
令和四年二月一八日	午前二〇時三〇分～午後三時	御菌宇地域センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
令和四年一月一日 令和五年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会